

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿による疾病の認定基準の運用等について

石綿による疾病の認定基準（以下「認定基準」という。）については、本日付け基発 0329 第 2 号「石綿による疾病の認定基準について」をもって改正されたが、この事務処理に当たっては、下記の事項に留意されたい。

記

- 1 石綿小体の計測について
認定基準の記の第 3 の 1 の (1) では、乾燥肺における石綿小体の計測方法を特定しているが、当該方法による計測ができないときは、その対応について本省に照会すること。
- 2 認定基準の周知等について
 - (1) 認定基準の周知
認定基準の別添として示された医学的事項も含め、医師等の関係者に対して認定基準の内容の周知に努めること。
なお、周知用リーフレット等については、別途作成の上、送付する予定である。
 - (2) 研修の実施
地方労災医員を対象とした研修を実施する予定としているが、詳細については別途通知する。
- 3 調査中の事案等の取扱いについて
認定基準発出日において調査中の事案及び審査請求中の事案は、改正後の認定基準に基づいて決定すること。

また、認定基準発出日において係争中の訴訟事案のうち、改正後の認定基準に基づいて判断した場合に、訴訟進行上の問題が生じる可能性のある事件については、当課労災保険審理室に協議すること。

4 本省報告

認定基準の記の第2の2の(5)に掲げる作業に従事した事案については、平成18年6月6日付け基労補発0606001号及び同日付け基労補発第0606002号の調査実施要領を改訂するまでの間、請求があった時点で当課職業病認定対策室に報告すること。

5 通達の改廃等

- (1) 平成19年3月14日付け基労補発第0314001号「石綿による肺がん事案の事務処理について」は廃止する。
- (2) 平成22年7月1日付け基労補発0701第1号「「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」の一部改正に係る運用に関し留意すべき事項について」については、所要の読み替えを行い、引き続き運用すること。